

福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱

制定 28 文第 298 号
平成 29 年 3 月 31 日
農林水産事務次官依命通知

最終改正 令和 7 年 3 月 31 日付け 6 地第 325 号

(通則)

- 第 1 福島県農林水産業復興創生事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 文第 297 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第 2 交付金は、生産から流通・販売に至るまで、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う風評の払拭に必要な取組を総合的に支援することにより、福島県の農林水産業の復興創生を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

- 第 3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱別表に掲げる事業（以下「交付金事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で福島県（以下「県」という。）に交付金を交付する。
- 2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

- 第 4 交付規則第 2 条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第 1 号による交付申請書のとおりとし、県は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
- 2 県は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 3 事業実施主体は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について（令和 5 年 12 月 27 日付け 5 環バ第 311 号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に示す環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業申請時にチェックシートを県知事宛てに提出する。なお、県知事が事業実施主体である場合にあっては、交付申請書とともに当該チェックシートを大臣に提出すること。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、農林水産省大臣官房地方課長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、県に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 県は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(3) 交付金事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 県は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 県は、交付金事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(概算払)

第11 県は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書を大臣及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(状況報告)

- 第12 県は、交付金事業の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により交付金遂行状況報告書を作成し、同年度の1月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号の概算払請求書兼遂行状況報告書を提出した場合は、これをもって交付金遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項に規定する時期のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、県に対して当該交付金事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第13 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、県は、交付金事業が完了したときは、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（県に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 実績報告に当たっては、県は、実績報告中のチェックシートに記載された環境負荷低減の取組について、事業実施期間中に実施した旨を報告時欄にチェックし、大臣に提出しなければならない。
- 3 県は、交付金事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 4 県は、第4第2項ただし書の規定により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 5 県は、第4第2項ただし書の規定により交付の申請をしたときは、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

- 第14 大臣は、第13第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、県に通知するものとする。
- 2 大臣は、県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（県が当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

- 第15 県は、第14第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、交付

金事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により交付金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 13 第 1 項に準じて提出するものとする。

2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 14 第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第 14 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第16 大臣は、第 8 第 1 項第 3 号の規定による交付金事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 県が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 県が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 県が、交付金事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 間接交付事業者が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 間接交付事業者が、間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(財産の管理等)

第17 県は、交付対象経費（交付金事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 県は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第19 県は、交付金事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(交付金の経理)

- 第20 県は、交付金事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付金事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 県は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付金事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 県は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付金調書)

- 第21 県は、当該交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件)

- 第22 県は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、本要綱第8から第21まで(第11、第14、第18を除く。)の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

また、県は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。

- (2) 間接交付金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。)においては、県の承認を受けず、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、間接交付金事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が交付金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により県による間接交付金の交付の決定をもって県の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

- (3) 前号による県の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- 2 県は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接交付事業者は、間接交付事業を遂行するため、売買、請負その他の

契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (2) 間接交付事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 県は、地方公共団体である間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、第1項に定めるもののほか、当該間接交付金事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておくべきことを条件として付さなければならない。
- 4 県は、間接交付事業者が間接交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
- 5 県は、第1項第2号により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。ただし、第1項第2号ただし書の場合にあっては、第6による交付決定の通知をもって当該ただし書に定める条件を付すことを条件に大臣の承認を受けたものとする。
- 6 県は、第1項第3号により間接交付事業者から納付を受けた額の国庫交付金相当額を国に納付しなければならない。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫交付金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 8 県は、間接交付金事業に関して、間接交付事業者から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国庫交付金相当額を国に返還しなければならない。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災復旧・復興農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱（平成24年4月13日付け23食産第3924号農林水産事務次官依命通知）は、廃止する。なお、廃止前の同要綱により平成28年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第3、第9関係)

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
福島県農林水産業復興創生事業交付金 I 品目ごとの取組 1 福島県産米競争力強化支援事業 2 福島県産園芸競争力強化支援事業 3 福島県産畜産物競争力強化支援事業 II 品目横断の取組 4 福島県農林水産物ブランド力向上促進技術開発事業 5 G A P と有機農業の拡大 6 農林水産物の検査の推進 7 販路拡大と販売促進	実施要綱に基づいて行う事業に要する経費	実施要綱別表の交付率に掲げる交付率とする	区分の欄に掲げるⅠとⅡの相互間における経費の30%を超える増減	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金交付申請書

番 年 月 日 号

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱第4の規定に基づき、交付金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付金事業に 要する経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- ☐ 免税事業者
- ☐ 簡易課税制度の適用を受ける者
- ☐ 地方公共団体の一般会計
- ☐ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 福島県の補助金交付規程又は要綱（前回添付時より、内容に変更なければ省略できる。）
- (2) 環境負荷低減のチェックシート（別紙）

- (注) 1 補助金交付規程は、間接交付事業にのみ添付すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち福島県の補助金交付規定又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL 等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(別紙)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(農業経営体向け)

事業名:	
組織名・代表者名:	
住所:	
連絡先:	

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑥	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑦	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討	☐
⑧	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑨	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める(再掲)	☐
⑮	☐	多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除を検討(再掲)	☐

	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、該当項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(別紙)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

(民間事業者・自治体等向け)

事業名:	
組織名・代表者名:	
住所:	
連絡先:	

	申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
①		※農産物等の調達を行う場合(該当しない□) 環境負荷庭園に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
⑨		※農産物等の調達を行う場合(該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)	☐

	申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑨	☐	省エネを意識し、不必要・非効率のエネルギー消費をしない(証明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機会の利用等)ように努める	☐
⑪	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料糖の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない□) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5)廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6)生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない□) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合(該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7)環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない□) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、該当項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

別記様式第 2 号（第 8 関係）

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注 1）したいので、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱第 8 の規定に基づき申請する。

記

（注 1） 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注 2） 記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、別記様式第 1 号の添付書類に準ずるものとする。

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間に完了しない／遂行が困難となった）ため、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱第 10 の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 交付金事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 交付金事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注 1）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注 2）交付金事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官 署 支 出 官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱第 11 の規定により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区 分	総事業費	(A) 国庫交 付金課	(B) 既受領額		(C) 今回請求額			(A)－ ((B)+(C)) 残額		事業完 了予定 年月日	備 考
			金額	出来高	金額	〇 月 〇 日 迄 予 定 出 来 高		金額	〇 月 〇 日 迄 予 定 出 来 高		
	円	円	円	%	円	%		円	%		
計											

(注) 交付対象事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第 5 号（第 12 関係）

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱第 12 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		○年○月○日までに 完了したもの		○年○月○日以降に 実施するもの		
		事 業 費	出来高比率	事 業 費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 区分の欄には、別記様式第 1 号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金の概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官 署 支 出 官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱第 12 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。
また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

〇年 12 月 31 日現在

区 分	総事業費	(A) 国庫交付金	(B) 既受領額		遂行状況 報告 〇年〇月 末日の出 来高	(C) 今回請求額		(A)－((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	金額	〇月〇日迄予 定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

(注) 交付対象事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱第 13 第 1 項の規定により、その実績を報告する。
(また、併せて精算額として金〇〇〇円の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	交付金事業に 要した経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国庫交付金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇	円	円	円	
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1)収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2)支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る交付金交付申請書ごとに作成すること。
2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び環境負荷低減のチェックシートを添付し、事業実施計画書について、交付金交付申請時又は変更承認申請時より変更があった場合は添付すること。
5 事業実施計画の承認申請にあたり提出した申請書と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の(注)に置き替える。

- (注) 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」(間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」)旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。
3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、補助金調書の写しを添付すること。

別記様式第 8 号（第 13 第 2 項関係）

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱第 13 第 2 項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付金事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付金事業に要する経費 (A)	国 庫 交付金	(A) のうち 年度内 支出済額	概算払 受入済額	(A) のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇 年度内完了分 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
合 計							

(注) 1 本様式は、年度内に交付金事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
3 繰越に際し、交付決定に係る交付金事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった福島県農
林水産業復興創生事業交付金について、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付
要綱第 13 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第 15 条の交付金の額の確定額
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 交付金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- ・付表 2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・間接交付事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- なお、間接交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること
- ・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付金事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・間接交付事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業実施主体）名

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管交付金名						処分制限期間		処分の状況		摘要
事業区分	事業の内容					工 期		経 費 の 配 分					耐用		承 認			
	事業種目	事業実施主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着 工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負 担 区 分				年数	年月日	年月日	処分の内 容		
								円	国庫交付金	都道府県費	市町村費	その他						
									円	円	円	円	円					
	計																	
	計																	
	合 計																	

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 11 号（第 21 関係）

〇〇年度
農林水産省所管

〇〇年度福島県農林水産業復興創生事業交付金調書

国			地 方 公 共 団 体 名											備 考
			歳 入			歳 出								
交 付 金 事 業 名	交付決定の額	交付率	科目	予算 現 額	収入 済 額	科目	予算 現 額	うち国庫交 付金相当額	支出 済 額	うち国庫交 付金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫交 付金相当額		
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円		
〇〇費														
〇〇費														
その他														

記載要領

- 「交付金事業名」欄には、交付金事業等の名称のほか、当該交付金事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付金事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業等に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別紙様式（第 22 関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接交付事業者〕 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注 1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注 2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注 3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。